

第16回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

1 日 時 平成20年11月26日(水)午後3時~午後5時10分

2 場 所 長野県議会議員会館 会議室

3 出席者

(委員) 竹内会長、岡田委員、神田委員、平田委員

(事務局) 山本課長、渡辺課長補佐、若狭課長補佐、草間係長、伊藤係長、小林主任

4 議 題

(1) 継続意見聴取案件の報告・審議

(2) 新規意見聴取案件の報告・審議

(3) 長野県個人情報保護条例の一部改正及び適用除外等の取扱いについて

(4) その他

5 議事経過

(1) 11月11日(火) 各委員へ事務局から新規案件資料を事前送付、各委員
~ 11月19日(水) は資料を検討の上、事務局へ疑問点等の呈示

(2) 11月26日(水) 審議会の開催 (別紙のとおり)

(3) 11月28日(金) 審議結果を意見案として事務局から各委員へ送付、各
~ 12月 4日(木) 委員の検討結果を意見にとりまとめ、実施機関へ通知

(別紙：概要)

会 長： それでは第16回の個人情報保護運営審議会を開会します。本日の審議は、議事(1)の前回からの継続となっている案件から審議いたします。案件件数が多いので会議終了時刻を午後5時に延長します
長寿福祉課以下4課室の案件を説明してください。

事務局： (案件番号63番から66番、147番、148番について資料に基づき説明)

会 長： 委員の皆さん何かございますでしょうか。了承でよろしいですか。

(各委員：同意)

会 長： 次は薬事管理課の案件を説明してください。

事務局： (案件番号67番から77番について資料に基づき説明)

会 長： 皆様のご意見はいかがでしょうか。了承でよろしいでしょうか。

(各委員：同意)

会 長： 次に環境政策課から建設政策課技術管理室の案件を説明してください。

事務局： (案件番号78番から82番について資料に基づき説明)

会 長： ただいまの案件についてよろしいでしょうか。

(各委員：同意)

会 長： 次に教育委員会から人事委員会の案件を説明してください。

事務局： (案件番号83番から89番、145番について資料に基づき説明)

会 長： ご説明いただいた案件についてよろしいでしょうか。

(各委員：同意)

会 長： 続きまして、新規意見聴取案件一覧表（継続分（３））の案件番号９０番から
１４４番までと新規意見聴取案件一覧表の案件番号１６６番から１６９番まで、
１７４番から１７５番までの案件を説明してください。

事務局：（案件番号９０番から１４４番、１６６番から１６９番、１７４番から
１７５番について資料に基づき説明）

会 長： ただ今の審議会等に関する案件についてよろしいでしょうか。

（各委員：同意）

会 長： それでは新規案件の審議にはいります。情報公開・私学課から環境政策課まで
の案件を説明してください。

事務局：（案件番号１６３番から１６５番、１７０番、１７１番について資料に基づき
説明）

会 長： いかがでしょうか。了承でよろしいですか。

（各委員：同意）

会 長： 次に観光振興課、都市計画課と追加分のこども・家庭福祉課の案件を説明して
ください。

事務局：（案件番号１７２番、１７３番、１８９番から１９１番、１７６番から１７８
番、１９４番について資料に基づき説明）

会 長： ご意見はいかがでしょうか。了承でよろしいでしょうか。

（各委員：同意）

会 長： ただいま、４時半になっております。今回、審議をしておかなければいけない
案件がございましたら審議いたします。

事務局： 園芸畜産課の案件と議事の（３）の長野県個人情報保護条例の一部改正及び適用除外の取扱いについての審議をお願いします。

会長： 園芸畜産課の案件を説明してください。

事務局： （案件番号１９２番、１９３番について資料に基づき説明）

会長： いかがでしょうか。了承でよろしいですか。

（各委員：同意）

会長： 次に、議事３の長野県個人情報保護条例の一部改正及び適用除外の取扱いについて説明してください。

事務局： （長野県個人情報保護条例の一部改正及び適用除外の取扱いについて資料に基づき説明）

会長： ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（各委員：同意）

会長： 改正案については事務局からの説明のとおり承認いたします。まもなく５時になりますがいかがいたしますか。

事務局： 警察本部長の案件についてご審議いただきたいです。

会長： 警務課と広報課の案件を説明してください。

事務局： （案件番号１７９番から１８３番について資料に基づき説明）

会長： ご質問などございますでしょうか。

委員： 目的外提供する記録情報の項目のところ、被害を立証するための医療情報を例示してあって、「その他裁定に必要な事項」と書いてあります。提供する記録情報を医療情報に準ずるようなものに限定されたものになるのかと思いましたが、家族関係や相続権など、請求者に関する事由も提供できるということで、それを聞いて

て安心しました。

会 長： ただ今の案件について了承でよろしいでしょうか。

(各委員：同意)

会 長： 生活安全企画課と広報課の案件を説明してください。

事務局： (案件番号184番から188番について資料に基づき説明)

会 長： ただ今の案件について了承でよろしいでしょうか。

(各委員：同意)

会 長： 本日審議した案件は全部了承となりました。

前回の会議録が委員の皆さんにお送りしてあります。内容について御意見ありますでしょうか。特になければ、この内容で確定させていただきます。

次回は2月17日の火曜日13時30分から、県庁内の会議室で開催いたします。それでは、本日の個人情報保護運営審議会を終了いたします。

ありがとうございました。